性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

令和８年６月 16 日

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

目次

第１章　はじめに..... 1

第２章　SOGI の多様性に関する現状と課題 1

１　SOGI の多様性を取り巻く現状と課題 1

２　理解増進施策等の実施主体の役割..... 2

（１）国..... 3

（２）地方公共団体..... 3

（３）事業主等..... 3

３　理解増進に関する取組の現状と課題..... 4

第３章　理解増進施策の基本的考え方..... 5

第４章　講ずべき理解増進施策..... 6

１　学術研究等..... 6

２　知識の着実な普及..... 6

（１）国..... 6

（２）地方公共団体..... 7

（３）事業主等..... 9

３　相談体制の整備..... 10

４　その他の施策..... 11

第５章　基本計画の推進体制及び見直し..... 11

１　各主体間の連携・協力体制の整備..... 11

（１）理解増進連絡会議..... 11

（２）国と地方公共団体との間における連携体制..... 12

（３）事業主等への情報提供..... 12

２　理解増進施策のフォローアップ..... 12

３　基本計画の見直し..... 12

第１章　はじめに

政府は、全ての人が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される、包摂的な共生社会の実現を目指している。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和５年法律第 68 号。以下「理解増進法」という。）は、共生社会の実現に向けた取組の一環として、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（以下「SOGI」という。）の多様性に関する国民一人一人の理解を深めることにより、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる社会の実現を目指すものである。

そして、SOGI の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「理解増進施策」という。）は、全ての国民が、その SOGI にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、SOGI を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないことが、理解増進法第３条で基本理念として示されている。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、理解増進法第８条の規定に基づき、理解増進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項等について定めるものである。

第２章　SOGI の多様性に関する現状と課題

１　SOGI の多様性を取り巻く現状と課題

SOGI には、性的指向とジェンダーアイデンティティという二つの独立した概念が含まれており、これは特定の SOGI の人のみを対象とする言葉ではなく、全ての人を含む表現である。

性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、例えば、「男性が好き」、「女性が好き」、「男性と女性の両方が好き」、「男性と女性の両方が好きではない」などのことであり、どのような性的指向も、それ自体は治療の対象とはならないとされている。

ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいい、本人のその時々の主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指す。

なお、性的指向やジェンダーアイデンティティを自らの意思によって変えることはできない。

SOGI の在り方は人によって様々であるが*、必ずしも外見上明らかなものではなく、また、自らの SOGI を積極的に明らかにすることを望まない人もいるため、その多様性を実感しづらいものである。例えば、身近な家族でさえ、その SOGI が多様であることを認識できず、家族から SOGI を打ち明けられると、戸惑いや否定的な反応をしてしまう場合もある。このように、多くの人にとって、SOGI の多様性が自分には無関係だと捉えられている当事者意識の欠如が、理解増進の必要性が認識されない理由の一つとしても指摘されている。

また、SOGI に関するいじめやハラスメントを経験している人や、自らの SOGI を打ち明けた際に否定的な反応をされるのではないかと不安に思い、家族にすら打ち明けられず孤独・孤立を抱えてしまう人もいる。こうした経験の背景にある様々な社会的要因により、自殺に追い込まれてしまうこともある。

SOGI はプライバシー情報であり、自身の SOGI の在り方を他者に打ち明けるかどうか（いわゆるカミングアウトをするかどうか）は、第三者が強要するものではなく、本人が選択することである。いわゆるカミングアウトの強要や、自身の SOGI の在り方を同意なく第三者に暴露されること（いわゆるアウティング）は、大きな精神的苦痛をもたらす可能性もある。

他方で、SOGI の多様性について認識しつつも、自分の言動が誰かを傷つけはしないかという戸惑い、その他 SOGI の多様性にまつわる様々な不安を感じている人もいる。

このように、SOGI の多様性についての認識は広がりつつあるが、一方で、生きづらさや戸惑い、様々な不安を抱えている人もいる。

２　理解増進施策等の実施主体の役割

理解増進法は、SOGI の多様性に関する国民の理解を増進するため、理解増進施策の実施主体として国及び地方公共団体を規定するとともに、理解増進の努力及び理解増進施策への協力を行う主体として事業主及び学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除

* 民間の調査では、性的マイノリティの割合が３％程度という調査結果もあれば、10%程度という調査結果もある。

く。以下同じ。）の設置者（以下「事業主等」という。）を明記し、それぞれの役割を規定している。

（１）国

理解増進法において、国は、基本理念にのっとり、理解増進施策を策定し、及び実施するよう努めるものとするとされている（第４条）。

また、SOGI の多様性に関する学術研究その他の理解増進施策の策定に必要な研究を推進するものとするとされている（第９条）。

具体的な取組として、国は、学術研究等の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、SOGI の多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた SOGI の多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとするとされている（第10 条第１項）。

（２）地方公共団体

理解増進法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、理解増進施策を策定し、及び実施するよう努めるものとするとされている（第５条）。

具体的な取組として、地方公共団体は、学術研究等の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、SOGI の多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた SOGI の多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとするとされている（第 10 条第１項）。

（３）事業主等

（事業主）

理解増進法において、事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の SOGI の多様性に関する理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する理解増進施策に協力するよう努めるものとするとされている（第６条第１項）。

具体的な取組として、事業主は、その雇用する労働者に対し、SOGI の多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとされている（第 10 条第２項）。

（学校の設置者及び学校）

理解増進法において、学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校の児童等の SOGI の多様性に関する理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する理解増進施策に協力するよう努めるものとするとされている（第６条第２項）。

具体的な取組として、学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、SOGI の多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとされている（第 10 条第３項）。

３　理解増進に関する取組の現状と課題

国においては、理解増進法制定以前は、関係府省庁が、その所掌に応じて、各種研究事業を含め、理解増進に関する施策をそれぞれ実施してきたが、理解増進法制定後は、基本理念にのっとって理解増進施策を実施するとともに、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（以下「理解増進連絡会議」という。）を開催し、関係府省で連携して理解増進施策を推進している。

理解増進に係る取組が進められている地方公共団体においては、その実情等に応じて、職員や住民に向けた広報・啓発事業や相談体制の整備等が実施されている。

企業の中には、SOGI の多様性に対する姿勢の明示や社員向け研修、ハラスメント相談窓口における対応等を実施しているところもある。また、経済団体においても、企業による取組の方向性を示し、SOGI の多様性に関する理解と知識の共有を促すとともに、理解増進に向けた各社の取組の加速化を図っているところもある。

学校においては、教職員に対する研修のほか、いじめや差別が起きないよう、心身の発達に応じた取組等が行われているところもある。

他方で、SOGI の多様性に関しては様々な意見があり、国からの SOGI の多様性に係る必要な知識や取組事例に係る情報提供等が十分でないこともあいまって、地方公共団体や事業主等の理解増進に係る取組状況も様々であるとの指摘もある。

地方公共団体や中小企業等の中には、理解増進の取組が十分進められていないところもあり、また、教職員や企業の管理職等の SOGI の多様性や具体の対応に関する理解が不足している場合もあるとの指摘もある。

保護者に対する SOGI の多様性に関する普及啓発が十分に行われていないことから、こどもが自らの SOGI に関する悩みを家庭で打ち明けられず孤独や孤立を招いているとの指摘もある。

SOGI に関する困り事や悩み事は、生活の様々な場で生じ得るものであり、例えば、生活困窮といった SOGI とは一見関係しない分野の悩みの背景にも、自身の SOGI を理由に就労が困難であるなどの SOGI の多様性に関する困り事等があり得る。一方で、各種相談窓口等の職員の理解不足によって、そうした困り事等の可能性が認識されず、適切な対応につながらない場合や、不適切な対応を受けることを恐れてそもそも相談することをちゅうちょする人がいるとの指摘もある。

第３章　理解増進施策の基本的考え方

こうした現状や課題に対応するため、理解増進法の趣旨にのっとり、学術研究等を推進し、そこで得られた知見を踏まえつつ、必要な知識の普及や相談体制の整備等を着実かつ効果的に実施することとしている。

国は、必要な学術研究等を推進するとともに、大学などの研究機関等で実施されている SOGI の多様性に関する医学的・心理学的知見を含む学術研究等の成果を収集し、それらを理解増進施策に反映するよう努めることが求められる。

国民の理解を着実かつ効果的に増進するため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、重層的に SOGI の多様性に関する知識を普及することが望ましい。様々な取組の実施主体が実情に応じて対応できるよう、国から各実施主体に対して取組事例等の共有を行うことも有効である。

また、SOGI は成長過程において変動があり得るものとされており、若年層に対する普及啓発の際には、心身の発達に応じた対応が求められる。

相談体制の整備に当たっては、様々な相談の背景に SOGI に関する困り事があり得るため、SOGI を専門とする相談機関のみならず、様々な相談機関が適切に対応できるよう、各相談機関に対し、SOGI の多様性についての必要な知識の普及啓発を行うことが求められる。

自らの SOGI に従って社会生活を営む利益は人格と結びついた重要で切実な法益であり、実際に取組を進めるに当たっては、様々な意見に耳を傾けながら、個々の状況において対応の在り方を模索することが求められる。

SOGI の多様性に関する理解の増進には、国民一人一人が必要な知識を身に付けることだけではなく、互いを尊重する精神を涵養することも必要である。SOGI の多様性に関して国民の間に様々な意見があることを踏まえ、異なる意見に対しても寛容の精神に立ち、自由な意見交換ができる気運の醸成に努めるとともに、幅広く共感を得ながら着実に理解を増進していくことが重要である。

第４章　講ずべき理解増進施策

これらの基本的考え方に基づき、政府は、以下の理解増進施策を講じることとする。

１　学術研究等

理解増進施策のより効果的な実施に資するよう、SOGI の多様性に関する国民の意識等についての定期的な把握を行う。

SOGI の多様性に係る知識の着実な普及や各般の問題に対応するための相談体制の整備等といった基本計画に定める各種施策の推進に向け、学術研究等を推進する。

SOGI の多様性に関連する分野の知見について、国内外の状況や研究動向の把握及び関係行政機関への共有を行う。

２　知識の着実な普及

（１）国

政府においては、各府省庁がそれぞれの所掌に応じて、知識の着実な普及に関する以下の施策を実施する。

（国民に対する施策）

理解増進法の趣旨や SOGI の多様性に係るリーフレット、研修動画を作成し、国民の理解増進を図る。

SOGI を理由とする不当な差別を解消し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、性的マイノリティの人権に関し、冊子等を活用した人権啓発活動等を実施して、国民一人一人の人権意識を高め、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。

SOGI の多様性も含めて、保護者に対する学習の機会の提供及び情報提供等により、地域における家庭教育支援の取組を推進する。

災害時の避難所運営の現場において適切な対応がなされるよう、地域のボランティア人材に対する避難所運営のスキルを学ぶ研修等において、性的マイノリティなど多様な被災者への配慮や対応について啓発を進める。

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るためのセーフティネット住宅について、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」（令和７年厚生労働省・国土交通省告示第７号）において、要配慮者に含まれうる者として、性的マイノリティを明示している旨、周知する。

（行政職員に対する施策）

国家公務員の任用に当たっては、能力・実績主義が採られているところであり、SOGI にかかわらず、多様な人材が公務で活躍できるよう、各府省庁の人事担当者等に周知する。

国は、国の各行政機関の全ての職員が、SOGI の多様性について理解を深めることができるよう、様々な研修の機会等を通じて知識の普及啓発に努める。

警察では、適正な職務執行を期するため、様々な研修の機会を活用しつつ、SOGI の多様性に関する警察職員の理解増進を図る。

検察職員、保護観察官、法務局職員及び矯正施設で勤務する職員に対して実施する研修等を通じて、SOGI の多様性に関する理解を増進する。

行政職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう、声を聴かれにくいこどもや若者にとって安全・安心な場づくりのための工夫を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」（令和６年３月こども家庭庁）の内容について周知する。

（２）地方公共団体

政府は、地方公共団体における知識の着実な普及を推進するため、以下の施策を実施する。

（住民に対する施策）

国は、地方公共団体への情報提供や、各地方公共団体が研修等で活用できる資料等を作成・提供することなどを通じて、地域や家庭における広報・啓発活動の一層の推進を図る。

地域における SOGI の多様性に関する理解増進のため、社会教育施設における取組の充実に向けて、社会教育の指導者として中心的な役割を担う職員に対する研修の機会を通じて、情報提供を実施するなど啓発に努める。

SOGI の多様性も含めて、保護者に対する学習の機会の提供及び情報提供等により、地域における家庭教育支援の取組を推進する。〔再掲〕

災害時の避難所運営の現場において適切な対応がなされるよう、地域のボランティア人材に対する避難所運営のスキルを学ぶ研修等において、性的マイノリティなど多様な被災者への配慮や対応について啓発を進める。〔再掲〕

医療機関について、地方公共団体を通じるなどして、SOGI の多様性に関する知識の普及を行い、適切な対応が行われるよう促す。福祉関係施設等についても同様に、地方公共団体を通じるなどして、知識の普及等を行う。

（行政職員に対する施策）

国は、研修等で活用可能な教材を作成し、地方公共団体職員等の理解の増進に努める。

国は、地方公共団体において理解増進施策を担当する職員を対象とした研修の実施等を通じて、地域における SOGI の多様性に関する理解増進を図る。

地方公共団体における職員の採用に当たり、SOGI といった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要のない事項の把握を行うことは、「地方公務員法」（昭和 25 年法律第 261 号）第 13 条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、採用試験について点検することを依頼するとともに、各種ハラスメントの防止に向けて、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和２年厚生労働省告示第５号）等を踏まえ、適切に取り組むことを要請するなど、SOGI の多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図る。

SOGI を理由とする不当な差別を解消し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、性的マイノリティの人権に関し、地方公共団体の人権啓発行政に携わる職員等を対象とした研修の実施等を通じて、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。

地域における SOGI の多様性に関する理解増進のため、社会教育施設における取組の充実に向けて、社会教育の指導者として中心的な役割を担う職員に対する研修の機会を通じて、情報提供を実施するなど啓発に努める。〔再掲〕

警察では、適正な職務執行を期するため、様々な研修の機会を活用しつつ、SOGIの多様性に関する警察職員の理解増進を図る。〔再掲〕

消防業務において適切な対応がなされるよう、消防大学校における研修等を通じて消防職員の SOGI の多様性に対する理解増進を図る。

行政職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し、効果的に取り組むことができるよう、声を聴かれにくいこどもや若者にとって安全・安心な場づくりのための工夫を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の内容について周知する。〔再掲〕

（３）事業主等

政府は、事業主等による知識の着実な普及を推進するため、以下の施策を実施する。

（事業主）

性的マイノリティであるなどの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。

性的マイノリティを始め、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、企業の取組事例の周知を通じて、中小企業を含め、事業主や労働者の SOGI の多様性に関する理解を増進する。

SOGI に関する侮辱的な言動や労働者の了解を得ずに SOGI などの機微な個人情報を他の労働者に暴露すること又は SOGI などの機微な個人情報を労働者が開示することを強要する若しくは禁止することが職場におけるパワーハラスメントやカスタマーハラスメントに該当し得ること、職場におけるセクシュアルハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは相手の SOGI にかかわらず該当し得ること等について、パンフレット等を活用して周知を行う。

医療機関について、地方公共団体を通じるなどして、SOGI の多様性に関する知識の普及を行い、適切な対応が行われるよう促す。福祉関係施設等についても同様に、地方公共団体を通じるなどして、知識の普及等を行う。〔再掲〕

性的マイノリティを含む多様な背景・価値観を有する旅行者が安心・快適に旅行を満喫できる環境の整備に向けて、観光関係者の理解促進に向けた取組を行う。

（学校の設置者及び学校）

SOGI を理由とするものも含め、いじめや差別はあってはならないものであるとの認識の下、地域や学校における心身の発達に応じた取組のため、人権教育に関する調査研究や普及の事業を行う。

児童生徒等に対するきめ細かな対応に当たっての具体的な配慮事項等をまとめたパンフレットや研修動画等を周知するとともに、都道府県教育委員会等の担当者、教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修や会議等の実施を通じて、学校の教職員の SOGI の多様性に関する理解の増進を図る。

教師を目指す学生が、SOGI の多様性について理解を深めることができるよう、大学の教職課程における取組事例を収集するとともに、教職課程を有する大学を対象とした各種会議等の機会を通じて、情報提供等を行うなどして教職課程を有する大学における取組を推進する。

大学において、医療従事者を目指す学生が、SOGI の多様性について理解を深めることができるよう、コアカリキュラム改訂の内容や趣旨について周知する。

大学等において、社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生が、SOGI の多様性について理解を深めることができるよう、関係団体を通じてカリキュラム改訂の内容やその趣旨について周知する。

３　相談体制の整備

国は、国家公務員からの SOGI の多様性に関するハラスメントへの相談に対応できるよう、ハラスメント相談員を設置する等により体制を整備するとともに、当該相談員等に対する研修に努める。

国は、地方公共団体における相談対応の充実に向けて、参考となる事例を共有する。

児童生徒等に対する相談体制の充実に向けて、学校の教職員の適切な理解を促進するため、教職員向けのパンフレット等や各種研修会等を活用した取組を進める。

学校における児童生徒等への適切な対応を促すため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を促進する。

相談対応を行う法務局職員等への研修を実施するとともに、全国の法務局において、性的マイノリティに関する人権問題等について相談に応じる。併せて、人権相

談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

都道府県労働局及び労働基準監督署等に設置している総合労働相談コーナーにおいて、SOGI に関連する労働問題の相談に適切に対応できるよう都道府県労働局及び労働基準監督署職員に対して研修を行う。併せて、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決に向けた支援を実施する。

社会的なつながりが希薄な者の相談先として生活上の様々な悩みを受け付ける24 時間 365 日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）において、性的マイノリティに関する相談にも対応する。

行政機関等において配偶者等からの暴力の被害者の相談支援等を行う者に対し、同性カップル間の暴力など多様な形があり得ることにも留意が必要であることについて、引き続き周知を行う。

本人が望まない孤独や孤立に悩む人の相談窓口である「孤独・孤立相談ダイヤル（＃9999)」において、孤独・孤立に関する悩みについて相談を受け付ける。

違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う。

その他、様々な相談機関において SOGI を背景とした相談対応が適切に行われるよう、相談機関に対して SOGI の多様性に係る必要な知識の普及啓発を行う。

４　その他の施策

（国際関係）

国は、国際社会において、SOGI の多様性に関し、基本的価値観を共有する各国との連携を図るとともに、様々な機会を通じ、全ての人が、その SOGI にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるべきであるとの我が国の立場について発信を行う。

第５章　基本計画の推進体制及び見直し

１　各主体間の連携・協力体制の整備

（１）理解増進連絡会議

関係行政機関による理解増進施策の実施状況等を踏まえ、理解増進法第 11 条の規定に基づき、理解増進連絡会議を適切に開催し、関係府省間の連絡調整を通じて理解増進施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

（２）国と地方公共団体との間における連携体制

国は、各地方公共団体が実情に即した主体的な取組を行えるよう、国と地方公共団体間及び地方公共団体相互間それぞれの連携や協力を推進する。

（３）事業主等への情報提供

国は、事業主等の取組の推進に向けて、各界の関係団体の協力を得つつ啓発資料や参考となる事例の共有等の情報提供を行うことで、その取組の充実を図る。

２　理解増進施策のフォローアップ

政府は、毎年一回、理解増進施策の実施の状況を公表する（第７条）。

各府省庁は、その結果も踏まえ、理解増進施策の一層効果的な推進に向けた検討を行う。

３　基本計画の見直し

政府は、理解増進法第８条第６項の規定を踏まえ、おおむね３年ごとに、基本計画の見直しを行うこととする。